

第3 企画調整・市町村連携

第3 企画調整・市町村連携

1 地域保健医療推進プラン

(1) 東京都北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プランの概要

ア 策定の概要

東京都北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン（以下「推進プラン」という。）は、「東京都保健医療計画」等の趣旨を踏まえ、圏域の保健医療の現状と課題を明らかにして取組目標を設定し、保健所、市、医師会等関係機関・団体等が、市民参加を促進しながらそれぞれの役割に応じて連携と協働を図り、地域の保健医療を総合的に推進するための包括的な計画として平成15年度から平成29年度までは計画期間を5年間として、平成30年度から令和5年度までは計画期間を6年間として策定された。

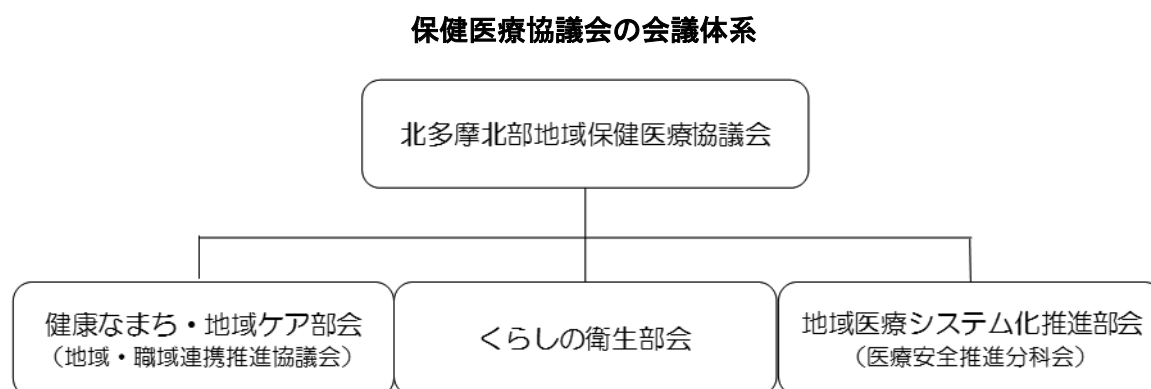
令和6年9月に、令和6年3月の東京都保健医療計画、東京都感染症予防計画、東京都健康推進プラン21等の改定を踏まえ、令和6年度～令和11年度を計画期間とする推進プランを策定した。引き続き、住民、関係機関、行政が連携・協働し、プランの円滑かつ着実な推進を図っていく。

イ 推進プランの進行管理

推進プランでは、各項目に重点目標を選定し、その進行管理や評価のための指標を圏域独自に設定している。推進プランの進行管理は、北多摩北部地域保健医療協議会で行い、計画期間の中間年である令和8年度に中間評価、最終年である令和11年度に最終評価を実施する。

(2) 北多摩北部地域保健医療協議会

北多摩北部地域保健医療協議会は、圏域内の保健医療機関・団体や福祉関係機関・団体、市民の代表、学識経験者及び市から構成され、推進プランの推進及び進行管理を行っている。北多摩北部地域保健医療協議会は、健康なまち・地域ケア部会、くらしの衛生部会、地域医療システム化推進部会の3つの部会を設置している。（協議会の委員構成については、第6 附属機関等を参照。）



〔表1-1〕 北多摩北部地域保健医療協議会の開催状況

会 議 名	開 催 日	議 事 内 容
北多摩北部地域保健医療協議会	令和6年8月2日	(1) 地域保健医療推進プラン（平成30年度～令和5年度）最終評価の実施について (2) 地域保健医療推進プランの改定について (3) 地域保健医療推進プランの推進方法について (4) その他 ・都保健所の体制・機能強化について ・令和6年度 健康危機管理対策協議会報告 ・令和6年度 課題別地域保健医療推進プラン 「職域及び大学における歯科検診受診勧奨事業」 「Z世代に向けた性感染症の予防行動推進事業」
健康なまち・地域ケア部会	令和7年1月31日	(1) 地域保健医療推進プランの進行管理及び進捗状況について (2) 生涯を通じた健康づくりの推進について (3) こころの健康づくりについて (4) 感染症対策について
くらしの衛生部会	令和7年2月13日	(1) 地域保健医療推進プランの進行管理及び進捗状況について (2) 食を通じた健康づくりについて (3) 医薬品の適正使用・オーバードーズ対策について (4) 令和4・5年度課題別地域保健医療推進プラン 「講習会におけるインターネットの効果的活用」について
地域医療システム化推進部会	令和7年2月19日	(1) 地域保健医療推進プランの進行管理及び進捗状況について (2) 地域医療連携について (3) 医療安全推進事業について(地域医療安全推進分科会) (4) 北多摩北部保健医療圏歯科保健推進事業について (5) 健康危機管理対策について (6) その他

〔表1-2〕 その他会議の開催状況

会 議 名	開 催 日	議 事 内 容
学校保健と地域保健との連携会議	令和6年7月26日	(1) 感染症対策について (2) 大麻の乱用や市販薬のオーバードーズ（過剰摂取）について
5市・自殺対策担当者連絡会	令和6年11月22日	「市販薬オーバードーズ（過剰摂取）」について

(3) 課題別地域保健医療推進プラン

課題別地域保健医療推進プランとは、「東京都北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン」における重点課題や新たな健康問題に具体的に対応するための課題別行動計画であり、令和6年度は下記事業を企画し、取り組んだ。

職域及び大学における歯科健診受診勧奨事業（令和6年度からの2ヶ年計画事業）

ア 背景

歯科疾患は全身疾患と関連していることが報告されており、歯科疾患の代表であるむし歯（う蝕）や歯周病は、発症、進行してしまうと歯を喪失するリスクが高まり、食事や会話をする等の日常生活にも支障をきたしてしまうことがある。

歯科健診は、母子保健法や学校保健法等により高等学校卒業までは義務付けられているが、卒業後は本人の自主性に任せられることに加え、進学や就職、結婚等の生活環境の変化により、歯や口腔の健康への関心が薄れ、定期的な歯科受診の機会が減ってしまうことが考えられる。

令和6年度より、健康増進法に基づき区市町村で実施する歯周病健診の対象者が40歳以上から下の年代である20歳、30歳を加え拡大されたことから、切れ目のない歯科健診の体制が整えられつつある。

生涯にわたり歯や口腔の健康を維持、増進するためには、若年層からの定期的な歯科受診の重要性について普及啓発を行う必要がある。

イ 目標

小平市内にある事業所の勤務者や、市内大学に勤務、在籍する教職員、学生等の口腔の健康に関する意識の向上を図ることで歯科健診受診を促す。

ウ 事業内容

- ・学識経験者や社会歯科学会理事長でもある圏域内の歯科医師会会長、小平市歯科医師会会長、小平商工会事務局長、小平市内の大学2校の健康管理を担当している職員の協力を得て7月に検討会議を開催した。会議ではそれぞれの立場より意見を出し合い、アンケート調査の内容や調査方法等を検討した。
- ・小平商工会関係者や大学の教職員、大学生等に対し、アンケート調査を行った。アンケート調査は回収率が高まるよう、小平商工会が実施する健康診断や大学の健康イベント等に合わせて実施した。
- ・大学の教職員と学生に対しては、アンケート調査とともに小平市歯科医師会による歯科相談を実施した。
- ・口腔の健康に関する普及啓発グッズ等を作成し、アンケート調査協力者に配布した。
- ・調査結果の分析や効果的な普及啓発ツールの検討を行った。

エ 評価

小平市内にある事業所の勤務者や、市内大学に勤務、在籍する教職員、大学生等に対し、口腔状態の満足度や定期的な歯科受診の状況等に関するアンケート調査を行い、実態を把握した。その結果から、令和7年度に行う定期的な歯科受診を促進するための効果的な普及啓発ツールの検討につなげることができた。

また、大学の教職員や学生の希望者に対しては同市歯科医師会により相談を受け付けることにより、口腔内の悩みやトラブル等の問題解決を図ることができた。

アンケート調査結果(一部抜粋)

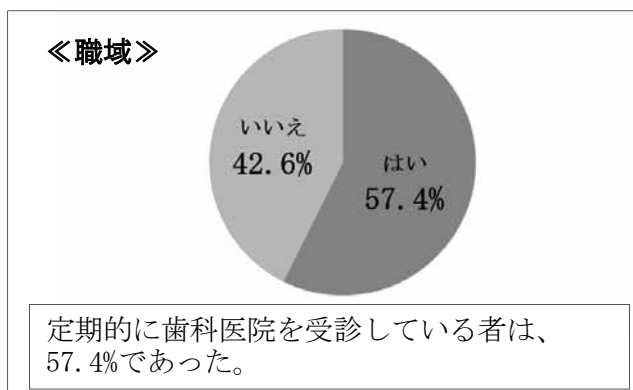
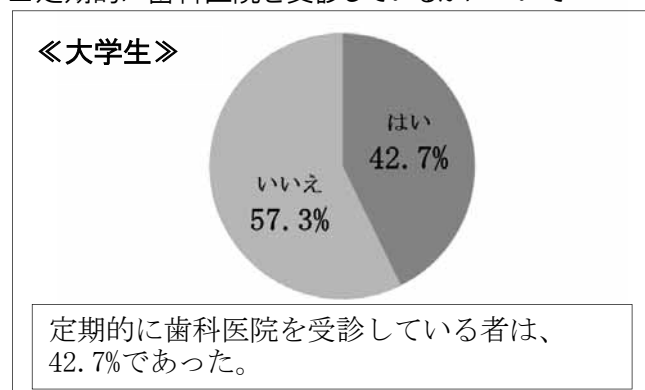
*大学生(市内大学2校に在籍する全学生が対象)

計3648名 ⇒ 375名より回答を得た(回答率: 10.3%) ※有効回答: 372件
 平均年齢: 20.5歳 性別: 男性30.9%、女性66.4%、回答したくない2.7%

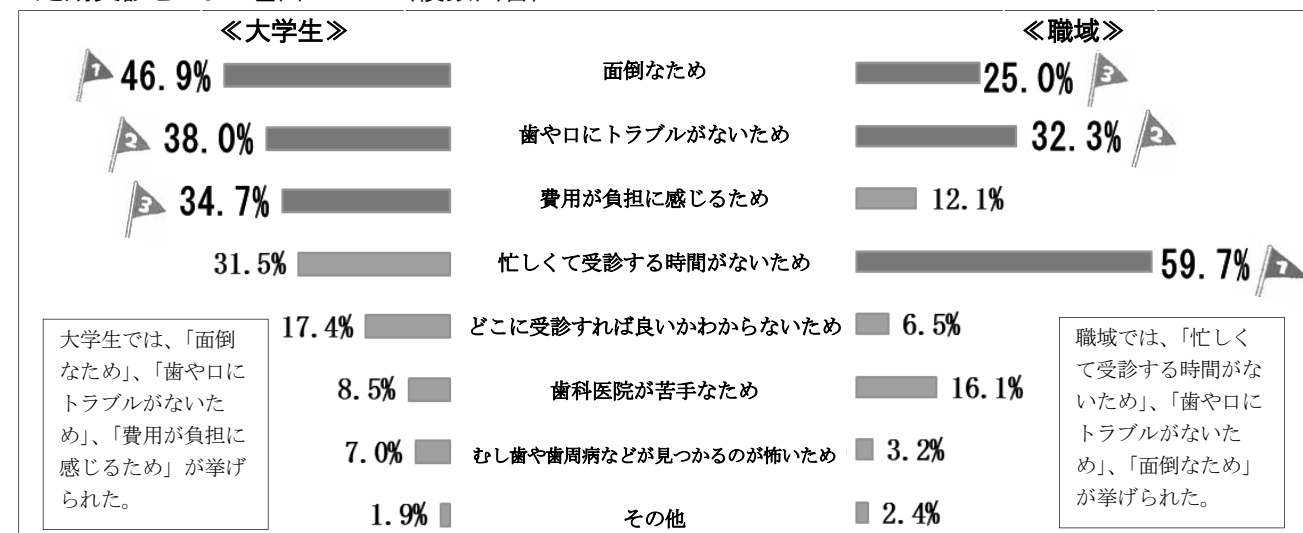
*職域(市内大学2校に勤務する全教職員、小平商工会関係者等が対象)

計907名 ⇒ 296名より回答を得た(回答率: 32.6%) ※有効回答: 291件
 平均年齢: 50.6歳 性別: 男性57.0%、女性41.9%、回答したくない1.0%

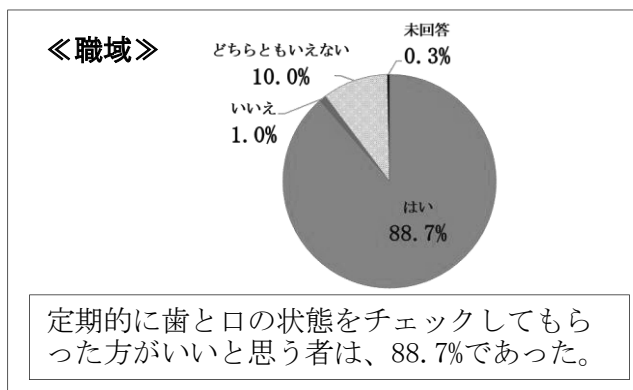
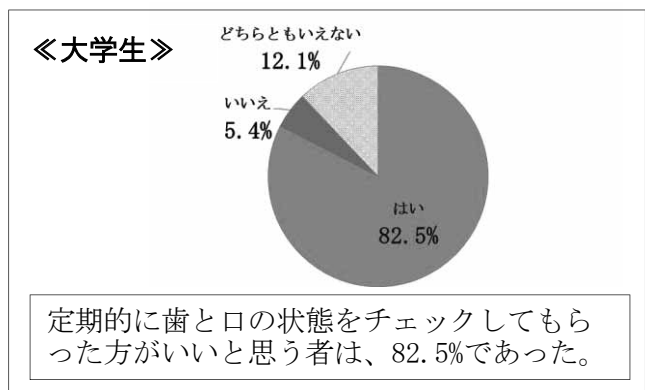
■定期的に歯科医院を受診しているかについて



■定期受診をしない理由について(複数回答)



■定期的に自身の歯と口の状態をチェックしてもらった方がいいと思うかについて



■よく目にする広告媒体について

大学生は、1位が「Instagram」、2位が「YouTube」、3位が「X (旧 Twitter)」だった。

職域は、1位が「YouTube」、2位が「LINE」、3位が「インターネット(Yahoo、Google 等)」だった。

また、「電車、バス内の広告」、「市区町村発行の広報」、「テレビ」等を挙げる者も一定数存在した。

Z世代に向けた性感染症の予防行動推進事業（令和6年度からの2ヶ年計画事業）

ア 背景

東京都内の梅毒の報告数は、例年1,500件前後で推移していたが、令和3年2,451件、令和4年3,677件、令和5年は3,699件と増加している。年齢階級別・性別報告数では、男性は20～50歳代、女性は20歳代が中心で、Z世代を含む若い世代を中心に広がっている。

令和5年度に管内大学に感染症普及啓発を実施した際、大学職員から「性行為により性感染症に罹患することを知らない学生もいる」との声も聞かれ、適切な予防行動がとれていないことが推測された。また、当保健所における性感染症検査の受検者は、50代以上が約半数を占め、検査ターゲット層が受検につながっていない現状がある。そのため、Z世代への効果的な普及啓発の検討・実施が必要である。

イ 目標

（ア）全体目標

Z世代が性感染症を身近な課題と捉え、正しい知識の習得や予防行動・受検行動につながることを目指す。

（イ）令和6年度目標

- a) Z世代へのヒアリング調査とアンケート調査により、性感染症に関する認識や予防行動、検査や受診に影響する要因について、実態を把握する。
- b) 実施したアンケート調査結果を分析し、性感染症に関する普及啓発動画制作に向け、動画内容を検討する。

ウ 事業内容

（ア）Z世代の性感染症の予防行動に関する情報収集、研修会の開催

- a) ヒアリング調査：管内大学学生団体2団体を対象に、これまで受けてきた性教育、学習指導要領等について調査を実施。
- b) 関係者向け研修会：Z世代向けに性感染症普及啓発活動を実施されている講師による講義と、参加機関における性感染症・性教育に関する活動内容や課題、母子保健から見た若年妊婦の特徴についてグループワークを実施。

【表1-3】研修会開催状況

実施日	テーマ・実施方法	講師	対象	参加者数
令和6年 6月28日	Z世代の性行動の特徴とこれまで受けてきた性教育について	国立看護大学校 成人看護学 藤澤 雄太 氏	管内市健康 主管課職員	10

研修会を通し、関係者と性感染症に関する普及啓発の重要性を共有できた。また、対象者側の情報選択について、性感染症・健康の話題を前面に出しすぎるとハイリスク層には届きにくくなるため、普及啓発動画作成の際は伝えたい内容を押さえつつもZ世代が興味を引く内容にするよう意識する必要があることを学んだ。

（イ）アンケート調査の実施

- a) アンケート調査内容検討会の開催：上記（ア）b) 研修会講師を助言者とし、管内大学学生2団体の協力を得て2回開催。調査票の各設問趣旨が適切に理解され、回答しやすい内容となるよう調査票内容と回答率を向上させるための実施方法を検討した。

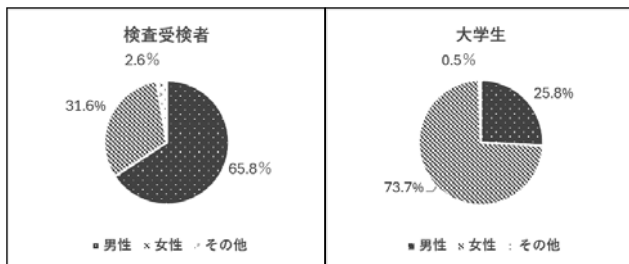
ｂ) アンケート調査の実施

【表 1-4】アンケート調査の概要

目 的	性感染症検査受検者と検査を受検していない一般の若年層の性感染症についての知識、予防行動についての認識を比較し、受診や受検といった行動に結びつく要因を明確にし、次年度の普及啓発活動（当該事業で予定されている動画制作）に活かす			
調査期間	令和 6 年 10 月上旬から令和 6 年 11 月中旬まで			
調査対象	① 多摩小平保健所性感染症検査受検者（以下、「検査受検者」という。） ② 管内 6 大学の大学生（以下、「大学生」という。） （白梅大学、武蔵野美術大学、武蔵野大学、嘉悦大学、津田塾大学、国立看護大学校）			
調査内容	・性感染症や性感染症検査に関する知識や認知度 ・性行為における性感染症の予防行動や予防意識について ・受診や受検等の行動を促す要因(行動変容)について			
調査方法	Web アンケートにアクセスできる QR コード付きチラシを配布し、Web フォームにて回答を回収。アンケート協力者にボールペン又はコンドーム入りフライヤー(ティッシュ付き)を配布			
回答状況	対象者	配布数	回答数	回答率
	①検査受検者	62	38	61.3%
	②大学生	374	190	50.8%

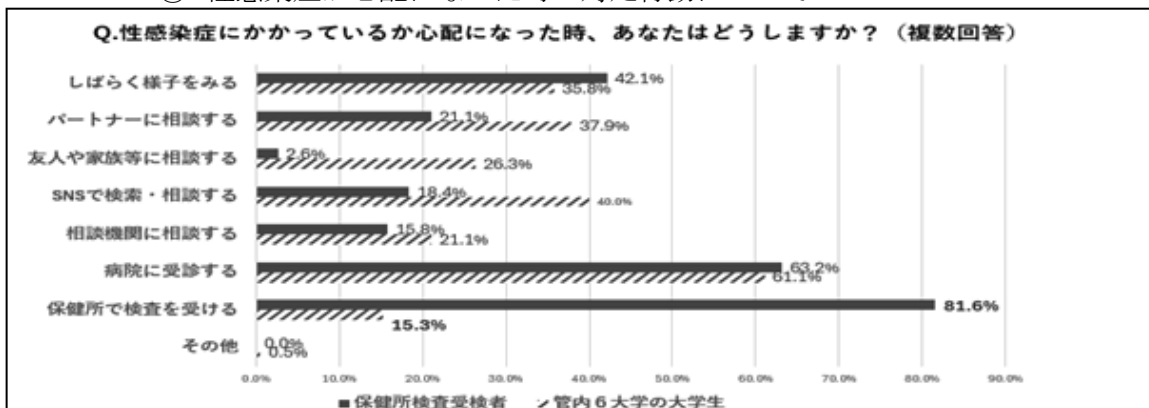
【アンケート調査結果の概要】

① 属性(性別)



検査受検者は男性 25 人(65.8%)、女性 12 人(31.6%)。また、大学生は男性 49 人(25.8%)、女性 140 人(73.7%)であった。

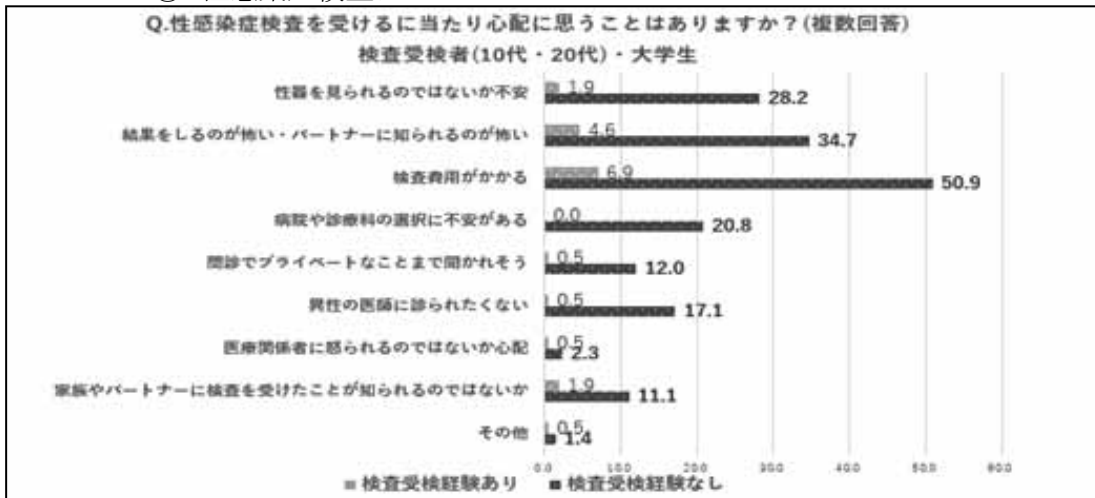
② 性感染症が心配になった時の対処行動について



性感染症にかかっているか心配になった時、「保健所で検査を受ける」と回答した検査受検者は 81.6%であったが、大学生では 15.3%と他の選択肢の中で最も少ない割合となった。

大学生で最も多い回答は「病院に受診する」63.2%、次いで「しばらく様子を見る」が 42.1%であった。

③ 性感染症検査について



検査を受けるに当たり心配に思うことでは、検査受検者と比較して検査未受検者では、「検査費用がかかる」50.9%と最も高く、次いで「結果を知るのが怖い、パートナーに知られるのが怖い」34.7%であった。

c) アンケート結果分析・普及啓発動画内容検討会の開催：①アンケート調査内容検討会と同じメンバーで2回開催。調査結果を分析し、普及啓発動画内容を検討した。

【アンケート分析結果～検査受検者と比較した大学生の傾向～】

- ・調査結果②より：病院受診については知識として認識しているが、「保健所で検査を受ける」の回答割合は低く、保健所における性感染症検査の認知度は低い。
- ・調査結果③より：検査未受検者では検査費用や他者に結果を知られてしまうこと等への不安があり、検査の具体的な案内があれば解消できる可能性がある。

【普及啓発動画内容】

- ・性行為の機会があれば誰でも感染する可能性があることを強調。
- ・性感染症の罹患可能性・重大性を伝え、自分事として捉えられるよう内容を工夫。
- ・保健所における無料・匿名の性感染症検査の認知度向上が必要。
- ・性感染症検査への不安を抱く者が多いため、検査の具体的な流れを示し、受検のハードルを下げ安心感を持たせる工夫が必要。

(ウ) 普及啓発動画内容・構成案の検討

助言者((ア) b) 研修会講師)及び管内大学学生3団体と協働し、動画内容の意見聴取を行いながら、動画の構成案、ナレーション原稿案を制作。大学生より「同じ目線に立ち共感を引き出せるようなメッセージがよい」、「インパクトがあり興味を引き付ける導入がほしい」等の意見があり、Z世代に受け入れやすいメッセージや動画構成案について検討した。

エ 評価

学生団体や助言者の意見を取り入れながら、アンケート調査の質問票の作成、アンケート分析、普及啓発動画案の検討を行った。管内6大学で実施したアンケート調査を通じて、性感染症に対する認識や予防行動、対処行動、検査や受診に影響する要因が明らかになった。また、その過程において、管内6大学保健部門の職員との連携により、啓発活動の重要性への理解と顔の見える関係性を構築することができた。

令和7年度は、普及啓発動画を制作し、学生団体や助言者、管内大学及び高校や市役所等と連携しながら性感染症検査に関する普及啓発活動を実施していく。

2 広報・普及啓発

(1) 広報紙等の発行

保健衛生知識や日々の健康づくりに役立つ情報の提供を目的に、広報紙「あなたにおくる健康情報」を各回10,000部ずつ年3回発行している。主として圏域5市（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）の協力を得て窓口等で配布している。

令和6年度からページ数をこれまでの2ページから4ページに増やし、内容の充実を図っている。

〔表2〕 広報紙「あなたにおくる健康情報」の主なテーマ

6月発行	熱中症対策／蚊の対策
11月発行	医療に関するお役立ち情報／健康サポート薬局・地域連携薬局／薬は正しく使いましょう／たばこによる健康影響と禁煙について／地域保健医療推進プラン
2月発行	からだ気くばりメニュー店／お弁当づくりの食中毒予防／結核を早期に発見・予防するために／あなた自身と、あなたの大切な人のために

また、令和6年度は、保健所事業や健康情報、管内の関係機関一覧等を掲載した「多摩小平保健所のご案内」（地図付き）を発行し、圏域5市の協力を得て窓口等で配布した。

(2) ホームページ

保健所の事業等を広く住民に周知するため、その媒体の一つとしてホームページを開設し、管理している。令和6年度は、保健所事業のDX化の一環として薬事関係のオンライン届出の開始、肝炎ウイルス検査・各種講習会等の申込等への logo フォームの導入、オンライン開催の研修・講習会動画の掲載などを行った。

(3) 事業概要・保健医療福祉データ集の発行

保健所の事業内容及び事業実績を取りまとめ、関係機関等に配布している。

また、圏域の人口動態、保健、医療等のデータを体系的にまとめた「保健医療福祉データ集」を作成し、保健所ホームページに掲載している。

(4) その他

ア 市報への掲載依頼

圏域5市の協力により月2回発行の市報を通じて行事予定等、事業の周知を図っている。

イ 情報ルームでの展示等

圏域内住民への健康情報の提供を目的に、保健所1階の情報ルーム等において、期間・テーマを定めた健康情報の企画展示やパンフレットの配布などを行っている。

また、会議や講習会、イベント等において、資料やチラシ等を配布する際に活用する保健所オリジナルクリアファイル、ボールペンを作成した。

3 情報公開

東京都では、「東京都情報公開条例」に基づき、開示請求による公文書の開示や、積極的な情報公表・情報提供を行っている。当保健所においても公文書開示請求の窓口を設置して住民その他関係機関からの公文書開示請求に応じるとともに、「東京都公文書の提供に関する実施要綱」に基づき、インターネット経由で公文書情報を提供するサービスを行っている。

また、都におけるオープンデータ推進事業の一環として、東京都が設置している保健所において食品営業許可を取得した施設の情報を、東京都公式ホームページ上で公開している。

このほか、法令等の定めに基づく行政機関からの照会に対し情報提供を行っている。

〔表3〕 情報公開状況

(令和6年度)

区分	請求件数	内訳	
公文書開示請求	162	診療所等開設関係	233
		環境衛生関係	123
		薬事関係	80
		食品衛生関係	43
		その他	2
		計	481
公文書情報提供サービス	107	診療所等開設関係	69
		環境衛生関係	64
		薬事関係	53
		食品衛生関係	6
		その他	1
		計	193
行政照会等	108	診療所等開設関係	46
		環境衛生関係	20
		薬事関係	17
		食品衛生関係	81
		その他	1
		計	165

(注) 1件の請求により複数文書を請求される場合があるため、請求件数と内訳は一致しない。

4 統計調査

保健衛生行政を推進するための企画及び実施上の指針として、また、行政効果を把握するための基礎資料として、次の統計調査を行っている。

(1) 人口動態統計

人口動態統計調査

出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の各届出書に基づいて、市町村長が人口動態調査票を作成し、保健所で審査・集計の上、毎月都知事を経由して厚生労働省に提出している。

人口動態統計は、この調査票を基に人口の動的事象を統計的に把握したもので、行政施策の立案や学術等に広く利用され、人口集団の動向を知る上で重要な役割を果たしている。

(2) 衛生統計

ア 地域保健・健康増進事業報告

地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的としている。

イ 医療施設動態調査

医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とし、毎月調査を実施している。

(3) その他各種統計調査

国民の健康の実態、医療関係者の分布状況、生活環境の実態等を把握し、広く厚生労働行政の基礎資料とするため各種統計調査を実施している。

〔表4〕 その他各種統計調査

調 査 名 称	目 的	調査日	対象
国民生活基礎調査 (小規模調査)	厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るため、国民の保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項を調査する厚生労働省の基幹統計である。大規模調査は3年ごと、小規模調査は大規模調査の中間年に実施している。	令和6年6月6日	5地区 289世帯
2024年社会保障・ 人口問題基本調査 (第9回世帯動態調査)	今日の日本社会では、高齢者を含む世帯が急速に増加するなど、国民の生活単位である世帯のあり方は急速に変化している。前回調査(2019年)以降における世帯の変化の実態と要因を明らかにするとともに、時系列での精緻なデータを蓄積することによって、日本の世帯数の将来推計を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。	令和6年7月1日	3地区 180世帯

5 研修・教育

(1) 市町村等支援研修（圏域研修）

保健・医療・福祉関係者の一層の資質向上とともに、ネットワークづくりや連携の強化を図ることを目的として、管内における地域保健福祉の状況と地域ニーズを踏まえた研修企画を行い、教育、研修機能の充実を図っている。

〔表5-1〕市町村等支援研修（圏域研修）

実施日	対 象 者	参加者数	実施方法	内容及び講師
令和6年 8月29日	圏域5市健康 主管課、災害 関係各課の職 員	22人	集合開催 (多摩小平 保健所)	市町村等支援研修(災害対策編) 「避難所における感染症対策の重要性について～みんなに 役立つおう吐物処理、いざという時のために～」 ・講義、演習・実技（おう吐物処理） ・講師：多摩小平保健所 地域保健推進担当課長 多摩小平保健所保健対策課感染症対策担当
令和6年 9月30日	圏域5市、多 摩小平保健所 に勤務する保 健師（採用1 ～3年目）	27人	集合開催 (多摩小平 保健所)	保健師人材育成研修（新任期保健師向け） 「個別支援における情報の整理とアセスメントを中心に ～個別から集団、地域をみる視点～」 ・講義、グループワーク ・講師：東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター 心の健康ユニット主任研究員 新村 順子 氏
計 2 講座		49人		

(2) 実習生受入れ

地域の保健医療等を担う人材、及び公衆衛生について理解のある保健医療関係者育成のために、大学等からの依頼に基づき学生等の実習を実施している。

令和6年度、保健師学生は2校から10人、管理栄養士は1校から27人、歯科衛生士は1校から42人の実習生を受け入れた。

〔表5-2〕実習生指導状況

対 象	学 校 名	実 施 期 間	指導人員		指導内容等
			実	延	
保健師 学生	慈恵会医科大学	令和6年5月13日～5月24日	4	40	事業見学、講義、家庭訪問 同行、市事業見学、カンフ ァレンス等
		令和6年5月27日～6月7日	2	20	
	杏林大学	令和6年7月8日～7月19日	2	18	事業見学、講義、家庭訪問 同行、市事業見学、カンフ ァレンス等
		令和6年7月22日～8月2日	2	20	
小 計			10	98	—
管理栄養士 学生	日本女子大学	令和6年5月21日～7月22日	27	162	保健所事業見学、市事業見 学、課題研究等
小 計			27	162	—
歯科衛生士 学生	東京立川歯科衛生学院専門学校	令和6年6月10日	42	42	集中講義
小 計			42	42	—
合 計			79	302	

(3) 医師臨床研修受入れ

将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識し、保健所の役割を理解するとともに、地域保健及び公衆衛生活動に関する基本的な態度、考え方を身につけることを目的に、平成16年度から医師臨床研修生の受入れを開始している。なお、令和元年度以降、受入れ実績はない。

(4) 医学生保健所実習受入れ

将来の公衆衛生医師の人材確保に向け、広く公衆衛生医師の認知度を向上させることを目的に、東京都では、平成26年度から希望のあった大学からの医学生の実習を実施している。

〔表5-3〕令和6年度実習状況

学校名	受入日	人数	実習内容等
慶応義塾大学	9月17日 9月30日	4人	事業見学、講義
東京女子医科大学	11月7日	4人	事業見学、講義
東京女子医科大学	11月28日	4人	事業見学、講義

(5) 健康教育

地域住民を疾病等から守るため、健康な状態で予防措置がとれるよう、衛生思想を普及させることを目的に、健康教育を実施している。

主に、地域関係者等に向けての講演会、集団健康教育等を行っており、実施に当たっては、視聴覚教材やパンフレット等を活用し、教育内容の充実に努めている。また、所内各担当で開催している研修・講習会等について、所内で共有化を図り、効果的な運営に努めている。

〔表5-4〕健康教育実施状況

区 分	総 数		会 場			
	回数	参加者数 (延)	所 内		所 外	
			回数	参加者数(延)	回数	参加者数(延)
令和5年度総数	86	6,378	63	5,253	23	1,125
令和6年度総数	86	4,837	54	3,053	32	1,784
感 染 症	6	387	4	108	2	279
(再掲)エイズ	－	－	－	－	－	－
(再掲)結核	－	－	－	－	－	－
精 神	－	－	－	－	－	－
難 病	－	－	－	－	－	－
母 子	－	－	－	－	－	－
成人・老人	－	－	－	－	－	－
栄養・健康増進	14	576	14	576	－	－
歯 科	4	823	4	823	－	－
医事・薬事	8	648	4	419	4	229
食 品	44	1,648	22	512	22	1,136
環 境	7	688	3	548	4	140
そ の 他	3	67	3	67	－	－

※書面開催、オンライン開催も所内回数に含む。

※参加者数（延）については、オンラインでの視聴回数を含む。

6 市町村連携

今後、新興感染症が発生した際に、都保健所が地域保健の広域的・専門的・技術的拠点としての役割・機能を果たせるよう、都は、令和4年11月に「感染症対応を踏まえた都保健所のあり方検討会」を設置し、令和5年8月末に、組織体制や業務運営等のあり方等について取りまとめた。

このことを踏まえ、都保健所と市町村等関係機関との連携を強化すべく、令和6年4月より市町村連携課を新設し、これまで以上に地域の健康課題等の解決に取り組んでいくこととした。

(1) 保健医療政策区市町村包括補助事業

東京都は、市町村が行う地域の実情を踏まえたきめ細かな保健施策を支援し、多摩地域及び島しょ地域の保健医療施策を総合的に向上させることを目的として、平成16年度に、従来から行われてきた人的支援及び技術的支援に加え、新たに財政的支援を行うものとして「市町村地域保健サービス総合支援事業」を創設した。また、市町村支援に関する事務を担うため、保健所に市町村等連絡調整担当係長を配置した。その後、三位一体改革による税源移譲等地方分権の動きが進む中、平成19年度には、従来から実施している各種補助事業を包括化し、4つの包括事業として再構築した。さらに、平成21年度には、施策ごとの基盤整備・サービスの充実をあわせた一体的な制度に再構築し、5つの包括補助事業とした。(医療保健政策、高齢社会対策、障害者施策推進、子供家庭支援、地域福祉推進)

なお、令和6年度から名称が「保健医療政策区市町村包括補助事業」に変更されるとともに、「小児初期救急平日夜間診療事業補助」が組み込まれた。

ア 事業の概要

本事業は、身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が、地域の実情等を踏まえたきめ細かな医療・保健サービスを展開するため主体的に実施する保健医療分野の事業に対し、支援するものである。補助率は、先駆的事业が10分の10、選択事業が2分の1、一般事業がポイント制による補助となっている。

イ 補助対象事業

(7) 先駆的事业

医療保健分野の新たな課題に取り組む試行的事業で都が例示するもののほか、区市町村の創意工夫によるもの。

(4) 選択事業

都が目指す医療保健政策の実現を図るために列挙する事業から、区市町村が選択して実施するもの。また、区市町村が地域の特性を踏まえ、医療保健分野において独自に企画して実施するもの。

(ウ) 一般事業

市町村が自主的に取り組む次の事業

- ① 初期救急事業 ②保健医療サービスの充実に資する事業

〔表6〕 令和6年度 医療保健政策区市町村包括補助事業実績

(単位：件)

市町村名	先駆的事業	選択事業	一般事業	計
小 平 市	1	23	2	26
東 村 山 市	－	19	2	21
清 瀬 市	2	23	2	27
東久留米市	－	13	4	17
西 東 京 市	－	16	3	19
計	3	94	13	110

(2) 補助金審査

保健所では、市町村が実施する各種保健事業に対する都の補助事業の窓口として、令和6年度は以下の補助金の審査事務を行った。

これは、市町村に対する補助金窓口を一本化することにより、一層市町村との連携を強化し、地域の保健サービス水準の向上を図ることを目的としている。

ア 健康増進事業

健康増進法等による健康増進事業に係る都補助

イ 予防接種に関する事業

予防接種健康被害者救済措置に係る都負担（補助）

(3) 市町村の地域保健医療に係る計画の策定支援

圏域各市の各種委員会、協議会等への職員の派遣

(4) 地域保健医療に係る市町村との連携強化及び支援

5市・保健所連絡会、5市・保健所リーダー保健師連絡会、意見交換会、情報共有ツールをはじめとした情報提供・情報収集、市町村事務に係る相談・指導等

7 健康危機管理

(1) 健康危機管理対策

ア 背景

地下鉄サリン事件（平成7年3月）、毒物混入カレー事件（平成10年7月）等、原因ごとの個別マニュアルでは対応が困難で、初期段階では原因を特定することができないような健康危機の発生に備え、都は、平成11年5月に「東京都衛生局健康危機管理対策基本指針」を、平成12年4月に「東京都衛生局健康危機管理マニュアル」を策定した。（平成18年3月・平成25年3月「東京都福祉保健局健康危機管理マニュアル」改定。）

また、平成13年9月にアメリカで起きたテロ事件を契機に、都は平成16年3月に「東京都NBC災害対処マニュアル」を作成した。

イ 北多摩北部保健医療圏における取組

北多摩北部保健医療圏においては、NBC災害等に備え平成14年10月、NBC災害関係機関連絡会議を設置し、関係機関との連携強化に努めるとともに、平成16年11月、同連絡会議を改組し、北多摩北部健康危機管理対策協議会を発足させた。平成17年3月には「北多摩北部保健医療圏健康危機管理計画」を策定した。

また、平成20年2月に「北多摩北部保健医療圏健康危機管理マニュアル」を策定。同年3月「多摩小平保健所健康危機管理マニュアル」の改定を行った。さらに、平成23年3月に「北多摩北部保健医療圏健康危機管理計画」、「北多摩北部保健医療圏健康危機管理マニュアル」の全面改定、平成24年3月には「多摩小平保健所健康危機管理マニュアル」の改定を行った。

(2) 新型インフルエンザ等感染症対策

ア 背景

都は、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成19年3月に「東京都新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、発生段階に応じた適切な感染防止対策の整備を進めてきた。また、平成20年5月には、「東京都における新型インフルエンザ発生時の医療体制ガイドライン」を作成、平成21年4月に発生した新型インフルエンザ等感染症の経験を踏まえ、平成23年4月に改定、「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」に改称した。

平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」施行に伴い、都は既に策定してきた行動計画等を一本化し、同年11月、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定した。

平成28年8月には、国の特措法及び都の行動計画を踏まえ、「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」を改定し、直近では、国の備蓄方針の見直しに伴い令和5年3月に改定した。

イ 北多摩北部保健医療圏における取組

圏域に重篤な感染症の発生、又は感染症の拡大の恐れがある場合に、圏域内の医療機関、地区医師会など関係機関が連携し、感染症に関する住民の安全・安心の確保と地域の実情を踏まえた医療体制の確保を目的として、平成20年度に「北多摩北部健康危機管理対策協議会」の部会として「北多摩北部感染症医療体制確保部会（感染症医療体制ブロック協議会）」を設置した。

平成24年度には、同部会のもと「北多摩北部保健医療圏感染症地域医療確保計画」を策定した。

平成28年度には「新型インフルエンザ圏域医療BCP検討分科会検討課題への対応案（まとめ）」の策定や、「北多摩北部保健医療圏感染症地域医療確保計画」の改定を行った。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応

令和2年1月、都内での新型コロナウイルス感染症患者発生に伴い、都は令和2年1月30日「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「東京都本部」という。）」を設置した。令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国において「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置されたことに伴い、東京都本部についても、同法に基づく対策本部として位置づけられ、新型コロナウイルス感染症対策を行っていくこととなった。

令和2年2月1日、感染症法施行令改正により新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に位置づけられたため、保健所による感染症指定医療機関への入院勧告、積極的疫学調査、住民等からの相談対応等が始まった。令和3年2月13日より法的位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」に変更されるとともに、宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置が講じられた。

令和3年7月から同年9月の第5波（デルタ株）では、当圏域でも自宅療養となった方が急増した。更に、令和4年1月から3月の第6波（オミクロン株）では一日当たりの新規患者数が第5波の約3倍に、令和4年7月から9月の第7波（オミクロン株）では一日当たりの新規患者数が第5波の約10倍に上った。

令和4年9月8日には「With コロナに向けた政策の考え方」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が示され、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこととされた。また、オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直しも行われ、9月7日には陽性者の自宅療養期間の見直し、9月26日からは発生届の対象者が①65歳以上の者や、②入院を要する者等、4類型に限定された。

令和5年1月27日の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行した。当圏域においても医療機関や管内各市（関係機関）と調整して大きな混乱もなく5類感染症への移行が行われた。

(4) 多摩小平保健所健康危機対処計画

令和5年3月、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、保健所が健康危機に対応すると同時に地域保健対策の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な体制強化に向けた取組を着実に推進することが必要であることが明記された。また、地域における健康危機管理の拠点としての体制の整備に当たり保健所は、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、感染症法に基づく予防計画や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県行動計画等を踏まえ、「健康危機対処計画」を策定することとされた。

また、令和6年3月に改定された東京都感染症予防計画（以下「予防計画」という。）において、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進し、感染症の発生時には地域における感染症危機管理の拠点として総合的に対応することとされている。

これらを踏まえて新興感染症発生時の速やかな有事体制へ切り替えや体制構築のための人材確保・育成、関係機関との連携等を盛り込んだ「東京都多摩小平保健所健康危機対処計画（感染症編）」（以下「対処計画」という。）を令和6年3月に策定した。

対処計画では、北多摩北部健康危機管理対策協議会及び北多摩北部感染症医療体制確保部会において、実践型訓練の検討や訓練の効果検証等を行い、必要に応じて対処計画の見直しを行うなど、新興感染症発生時対応の実効性を担保することとしている。

令和6年度は、北多摩北部健康危機管理対策協議会及び北多摩北部感染症医療体制確保部会を開催するとともに、各種訓練・研修等を実施した。

〔表7-1〕北多摩北部健康危機管理対策協議会及び北多摩北部感染症医療体制確保部会の開催状況

会議名	開催年月日	議事内容
北多摩北部健康危機管理対策協議会及び第1回北多摩北部感染症医療体制確保部会(合同開催)	令和6年7月24日 (WEB 会議方式)	・感染症研修・訓練計画(案)について ・感染症図上訓練(案)の概要について ・通信訓練の結果について
第2回北多摩北部感染症医療体制確保部会	令和6年12月23日 (WEB 会議方式)	・新興感染症等発生時対応図上訓練について ・感染症対応研修・訓練の実施結果等について

〔表7-2〕保健所主催の訓練・研修等の実施状況

訓練・研修名	開催年月日	参加者数	参加者	内容・備考
新興感染症等発生時対応図上訓練	令和6年11月12日	35人	感染症指定医療機関 (公立昭和病院)・市・関係機関	・東京感染症アラート対象疾患である「鳥インフルエンザ」を想定した図上訓練 ・新興感染症等が発生した場合のフェーズごとの体制や東京感染症アラートの初動体制について、感染症指定医療機関(公立昭和病院)とともに確認
防護服(PPE)着脱訓練	令和6年4月23日 令和6年9月30日 令和6年11月28日	19人 7人 9人	市・関係機関	感染症対応のための防護服の着脱訓練
おう吐物処理訓練	令和6年8月29日 令和6年9月19日 令和6年10月2日	22人 21人 23人	市・関係機関	・おう吐物処理に関する講義及び実践 ・市町村支援研修「災害対策編」(8/29)及び感染症対策講演会(9/19・10/2)において実施
I H E A T 等 応援職員研修	令和6年11～12月	10人	I H E A T 等保健所 応援職員	健康危機管理の基本、感染症における積極的疫学調査、実地疫学に関する基礎知識等

8 受動喫煙防止対策

平成15年以来、健康増進法において、多数の者が利用する施設を管理する者に、受動喫煙の防止措置を講じる努力義務が設けられてきた。2020年（令和2年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催を一つの契機として受動喫煙対策の強化が図られ、平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」及び「東京都受動喫煙防止条例」が公布され、多数の者が利用する施設等の類型に応じて、その利用者に対し、一定の場所以外での喫煙を禁止する措置とともに、施設等の管理権原者が講ずる措置等が定められた。施行はそれぞれ段階的に行われ、令和2年4月1日に法律、条例とも全面施行された。

当保健所では、法令等に基づく受動喫煙防止対策の適切な推進のため、都民や各事業者に対する普及啓発を行うとともに、都民等からの通報を受け、個別に事業者等へ指導、助言を行っている。

(1) 普及啓発

管内の主要駅周辺にて飲食店の店頭標識に関する見回りを実施し、店舗に対して標識表示義務の周知・啓発を行った。また、令和6年5月に管内コミュニティバス、市庁舎、市地域センターへの都民向けポスター掲示を行った。

〔表8-1〕店頭標識見回り状況 (単位：件)

年度	地区	見回り店舗数	うち周知・啓発店舗数
令和6年度	4	338	149

(2) 相談・通報等対応

〔表8-2〕相談・通報等対応状況 (単位：件)

年度	総数			電話による指導・助言	現地確認	窓口
		相談	通報・情報提供			
令和6年度	57	43	14	23	11	3

(3) 喫煙可能室（店）設置施設の届出

一定の条件を満たした既存飲食店は、飲食等も可能な「喫煙可能室」を設置できる。保健所では、設置施設の届出の受理を行っている。

〔表8-3〕喫煙可能室届出状況 (単位：件)

年度	新規届	変更届	廃止届	飲食店廃業に伴う廃止	喫煙可能室設置施設数	(令和6年度末) うち全席喫煙店
令和6年度	6	1	3	33	237	237

